一般社団法人日本小児リウマチ学会ガイドライン作成委員会規程

（平成 30 年 10 月制定）

定款第 33 条及び委員会規則に基づき、ガイドライン作成委員会（以下、「本委員会」という）に関する業務に関し必要な事項を定める。

（目的）

第 1 条

本委員会は、小児リウマチ性疾患の診断・治療・予防法の標準化に関する学術的検討を行い、ガイドライン作成を通して広く成果を普及することを目的とする。

（業務）

第 2 条

本委員会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1. ガイドラインもしくは手引き作成・改訂を要する項目を選定し、これを行う。
2. 作成・改訂されたガイドラインもしくは手引きの要旨をすみやかに学会ホームページおよび学会誌に掲載する
3. その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた業務。

（規程の変更）

第 3 条

この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

（その他）

第 4 条

この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

第 5 条

この規程は、平成 30 年 10 月 27 日から施行する。